開催日時	2023年7月27日(木)19:00~20:20
開催場所	四国中央市福祉会館4階 多目的ホール
参加者(敬称略)	井原 佳代、大西 史郎、合田 真由美、髙橋 惇、野本 知津子、石水 太一、一柳 栄一、原 喜代佳、曽我部 綾、髙橋 隆晋、山内 紀子、宮崎 憲士、山内 和子、山口 佐人 以上委員 14 名 (委員 15 名のうち) 細川 哲郎 (福祉部長) オブザーバー
傍 聴 人	1名
事務局	越智 寛 石川 恵美子・青木 重臣・星川 貴宏 河村 正志・河村 清児

協議内容

## 1. 開 会

## (事務局)

ただ今から第8期四国中央市自立支援協議会第6回会議を開催します。本日の開催時間は、19時00分から20時30分を予定しております。本日の委員の出席状況を確認します。委員総数15名のうち、現在の出席委員13名、また、1名遅れての出席予定の連絡をいただいております。委員の過半数を得ておりますので、四国中央市自立支援協議会条例第6条第2項の規定により会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。なお、会議は「審議会等の運営に関する指針」により、原則公開となっております。議事録作成のために録音させて頂きますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

また、会議の公開は審議会等の傍聴及び会議録の公開等の方法によることとなっており、傍聴者の受付を行ったところ傍聴者は1名であることをご報告いたします。 それでは、開会にあたり、井原会長がご挨拶申し上げます。

#### (井原会長)

お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。最近は書道パフォーマンス甲子園や花火大会などもあり、以前の生活が戻ってきたように感じます。その中で当法人の施設利用者が外出し、花火を楽しむ姿を見て、改めて様々な経験ができることの重要性とそれを可能にする周囲のご理解・ご協力の重要性を感じました。

本日は議事内容も多いのですが、委員各位のご意見等をいただければと思いますので、 よろしくお願いいたします。

#### (事務局)

### 配布資料の確認

議事に入って行きたいと思います。自立支援協議会条例第6条により本会議の議長は会 長が務めることとなっておりますので、議事進行を会長にお願いいたします。

## 2. 議事

## 【報告事項】

#### ①四国中央市障がい児入所施設

#### 発達支援課説明

昨年の秋に開催されました自立支援協議会において、障がい児入所施設について説明をさせていただきましたが、新委員もいらっしゃいますので、お手元の基本計画に基づき説明させていただきます。

P12、障がい児入所施設の説明の前に、まずは障がい児入所施設の更新の基となる太陽の家施設更新計画について説明します。

障がい者支援施設・障がい児入所施設「太陽の家」は、土砂災害警戒区域からの脱却、施設の老朽化、プライバシー確保等の問題の改善のため、令和3年度に太陽の家施設更新計画を作成しました。その計画には大きく3つの柱があり、まず成人施設は、プライバシー確保、財源確保の観点から民設民営で、児童施設については、機能の充実、家族支援の充実の観点から公設公営で、地域移行の推進については、意思決定支援の充実、地域でのくらしの充実の観点から官民協働で行うことにより、利用者の安全確保、生活の質の向上、サービスの向上を目指しております。

同ページ中段移行をご覧ください。成人施設においては、令和7年度の民営化を目指し、令和4年度プロポーザル方式により指定管理者を決定し、令和5年度より社会福祉法人今人倶楽部へ指定管理をお願いしております。地域移行については、社会福祉法人今人倶楽部と協働で進めております。

児童施設である「太陽の家児童部」については、令和4年度に関係機関からご意見をいただきながら障がい児入所施設基本計画が策定されました。令和5年度は基本設計・ 実施設計を行い、令和6年に建設、令和7年度供用開始を目指しております。

P4、計画の概要につきましては、基本理念は「安心できる暮らしと地域共生社会の架け橋へ」とし、コンセプトである「Palette との施設連携による拠点機能の充実」を図ることにより基本理念の実現を目指します。類型は「福祉型障がい児入所施設」で、主に知的障がい児を対象とした入所施設となります。店員は10名でうち2名は空床利用による短期入所となります。

P5、建設予定地については、適地検討の結果、Palette 敷地内に建設予定となっております。

P7、先進地視察や関係機関などからいただいた情報を基に設計に対しての基本的な設備や諸室の機能等を記載しています。詳細については、時間の関係で割愛させていただきますが、今後の設計の中でも検討を重ねてまいります。

P10、運営手法として、Palette との施設連携による支援の充実と機能確保で、日中一時支援、余暇活動支援など Palette との機能連携を検討していきます。

今年度のスケジュールですが、基本設計、実施設計を行います。基本設計では設計の概要や方向性を決定し、実施設計では詳細な図面を作成していくこととなります。現在の状況としましては、8月2日に入札を行い、業者が決定する予定で、その後3月上旬までの工期で設計してまいります。なお、工期の都合上、基本設計に関しては11月頃決定する必要があります。基本設計決定に際してはPalette 運営審議会を軸に関係機関か

らご意見をいただきながら進める予定です。また、障がい福祉に精通している自立支援 協議会やその専門部会である「こども部会」からもご意見をいただきたいと考えており ます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

## (議長)

何かご質問等はありませんか。

無いようですので、次の議事に移りたいと思います。

## ②第8期自立支援協議会 連絡会・各専門部会活動報告

①資源開発部会(部会長:石水)資料 P9

今後の取り組むべき課題として、防災対策と福祉人材の確保に取り組んでいくこととしています。福祉人材の確保手段の1つとして、外国人技能実習生の受け入れについて、既に実施されている事業所や関係する組合等の方を講師に迎えた研修会の実施を検討しており、組合の方と調整を行っています。

また、防災対策に取り組むにあたり、部会員を1名増員し、まず部会員全体の理解を 深めることを目的に、防災に関する研修を実施した。防災に関する意見が各部会員から 広く挙がっているため、優先度等を判断しながら検討を深めていく予定です。

# ②権利擁護部会(部会長:高橋)資料 P10

資料では、第11回開催日が7月21日となっていますが、26日に変更となっています。 前回は貴重なお時間・ご意見をいただきありがとうございました。

前回の意見交換を基に市民後見人養成に係る提案資料の修正を行い、7月25日に開催された四国中央市成年後見制度利用促進協議会において、提案を行いました。

主な変更点は、四国中央市市民後見人像(案)の具体的な権利擁護活動の範囲を「①家庭裁判所から選任され成年後見人等としての活動、②日常生活自立支援事業の支援員としての活動、③法人後見の支援員としての活動、④①~③以外の権利擁護支援の活動」とし、幅広いニーズに対応できるよう変更を行いました。

また、四国中央市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業及び法人後見の現在の 実施状況を踏まえた現場の課題をお示しし、市民後見人養成事業を実施する必要性及び 有用性をお示ししました。11 月に開催が予定されている四国中央市成年後見制度利用促 進協議会において、今後のスケジュール感が中核機関より提案されることが確認されて います。

2点目は今年度も福祉なんでも相談会への相談員の派遣、パンフレットの設置を行います。

3点目は障害者虐待防止法、障害者差別解消法に関する啓発として、その実施方法及 び内容について意見交換を行い、研修会等の開催について検討を行っています。

## ③サポート部会(部会長:髙橋)資料 P11

活動内容として、障がい者に寄り添う支援体制の強化を掲げており、今年度において

も児童、教育、障がい福祉、医療、介護等の支援者の連携強化を目的に支援者研修会の開催を検討中です。昨年実施した支援者研修会において、開催数の増が要望としてあったため、今年度は2回の開催方針としており、1回目を令和5年9月7日(木)に開催します。なお、開催形態として原則的に1会場における対面での開催を予定していますが、念のため複数会場を予約している状況です。また、話題提供として、豊岡台病院長の枝廣氏に依頼を行い、「昨今の精神科医療~対象(児童から高齢者)と治療について~」を予定しています。その後の座談会については、「あったらいいなを考えよう」をテーマに行うこととしています。

また、前回委員各位へ配布しましたヘルプマークの啓発チラシについて、市内の公共施設等に 2,000 枚を配布しており、今後も部会員の働きかけにより同意をいただいた民間事業者等へも配布を行う予定です。

## ④こども部会(部会長:野本)資料P12

課題の整理と支援策の検討として、早期(特に2歳以前)からの支援の重要性を感じています。あわせて保育園、幼稚園、学校等の現場への支援の充実を検討しています。

また、資源の情報整理と周知方法の検討を行っていますが、当初パンフレットやマップの作成を検討していましたが、方針を変更し、求められている情報の整理を行い、情報の集約・見える化を進めていくこととしています。

今後の協議内容として、情報の整理、伝達方法の検討に加えて、障がい児入所施設や 医療的ケア児について、意見・提案を行っていきたいと思います。

## ⑤相談支援専門員連絡会(連絡会長:合田)資料 P13

市内相談支援専門員と基幹相談支援センター、市児童発達支援センターとの具体的な事例を通じて情報共有を図り、そこから見える地域課題の抽出・共有を図っています。

また、就職準備フェアへの参加協力や令和6年2月10日に開催が決定した福祉なんでも相談会の開催に向けた協議を行っています。本日の資料にチラシを添付していますので、ご確認ください。

今後の予定につきましては、資料に記載のとおりです。

#### (山内委員)

資源開発部会の報告にあった防災対策について伺います。

この防災対策の対象となる方は施設等に入所されている方だけなのでしょうか。地域には多くの障がい者が暮らしていますので、そちらへの防災対策も重要だと思うのですが。

#### (石水委員)

以前に実施したニーズ調査においても防災対策が出ており、現在は当市においてどのような支援が必要とされているか調査研究を実施中です。例えば独居高齢者等へ配布されている「命のカプセル」の取り組みについても、元来障がい者が対象となっているが取り組めていないようなこともありますので、課題の抽出を進めていきたいと考えてい

## ます。

なお、ご指摘の在宅の障がい者も防災対策の対象者として検討を行います。

## (山内委員)

サポート部会のヘルプマークのチラシについて伺います。

公共施設等へ 2,000 枚を配布済みとのことですが、小中学生への配布は実施されていますか。

#### (髙橋委員)

印刷枚数の関係で、小中学生全員を対象とした配布は実施していませんが、各小中学 校への配布を行うとともに、啓発や掲示をお願いしています。

## (議長)

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、次の報告事項に移ります。

## ③2023 年度就職準備フェア

#### (曽我部委員)

「障がい者就労」をテーマに、企業での障がい者雇用の取り組みを紹介したり、障がいのある方が直接企業と関わる機会を通じて就労に必要なことを学んだりする場を提供することで、企業と障がいのある求職者の相互理解を深め、障がい者就労の向上を目指すことを目的に、自立支援協議会とジョブあしすと UMA が協働して開催しています。

前回の自立支援協議会以降、実行委員会を2回開催しており、内容の協議を行っています。開催日時については、当初10月開催予定で場所等も決定していたが、参加者の約3割を占めるweb利用による特別支援学校の参加が学校行事と重なることが判明したため、日程変更が可能か調整を行っています。

開催方法については、これまで同様に会場と web を併用した開催形態とし、ミニセミナーやミニ面接コーナー、相談コーナー等を設ける予定です。前年実績を基づく予算案も添付していますので、ご確認ください。

#### (細川部長)

開催が予定されているしこちゅ~ホールについては、新型コロナの5類移行に伴い、 利用数が増加しており、予約が難しい状況になっているため、早期に日程調整を行って いただければと思います。

#### (一柳委員)

障がい者雇用については、事業所の規模により雇用率が定められていると思いますが、 そのあたりは把握されていますか。

## (曽我部委員)

法定雇用率が定められており、未達成の企業では障がい者雇用納付金が発生します。

## (山口委員)

障がいのある方の中には通勤が難しいことから、オンラインによる在宅勤務を希望されている方も多いのではないかと思います。そのような観点を取り入れてみてはどうでしょうか。

## (曽我部委員)

近年、在宅勤務に取り組む企業が増加傾向にあります。在宅勤務をされる障がい者への課題に対するフォローを含めながら、今後も働きかけていきたいと思います。

## (山内委員)

四国中央市以外の企業であっても、在宅勤務が可能な企業とのつながりができれば良いと考えますが、そのような取り組みは可能でしょうか。

## (曽我部委員)

過去には在宅勤務をテーマとした講演会の開催等を行っているが、その頃に比べオンライン勤務が広がっていることもあるので、そのような取り組みを行っている企業への声掛けも一案とさせていただきます。

## (議長)

在宅勤務を行っている企業への声掛けとあわせて、全国規模で在宅勤務と企業をマッチングしている団体もあり、松山市でも活動されているので、そういったところと連携することも考えてみてもよいと思います。

#### (大西委員)

1 つ事例を紹介させていただくと、インターネット販売用の商品の写真撮影依頼があり、写真1点につき賃金が発生するような形態で業務に結び付いた事例があります。今後、そういった依頼が増えることも想定されますので、事業所において、利用者の特性や得意なことなどの把握に努めることも重要だと考えます。

## (山口委員)

障がい者の中には、特定の分野で高い能力を発揮される方も多い。そういった方への 支援が広まることを期待しています。

#### (議長)

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、次の議事に移りたいと思います。

## ④第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(別添資料)

(事務局)

四国中央市第7期障がい者計画、第3期障がい児福祉計画についてご説明いたします。 まず、今後のスケジュールについて、現在、当事者、当事者家族、支援者を対象とした アンケートを実施し、その集計・分析を行っております。このアンケートの結果をもと に、計画の数値を決めていく予定です。

なお、委員の皆様に計画の説明が出来るのは、今回と次回 11 月の本会のみとなります ことから、計画案について数値等の項目が決定変更した際には、随時計画案の送付を行 いたいと思います。

それでは計画内容についてご説明いたします。

まず、「第1章計画策定にあたって」について、この計画は、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービスや障がい児通所支援などを提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とし策定します。

また、令和3年9月に「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる 愛ある社会を目指す条例」が制定され、条例の理念とする社会の実現のため、本市にお ける障がい者施策の基本計画として策定するものです。

次に「計画の位置づけ」ですが、この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく市町村計画として位置づけられます。資料3ページに関連計画との位置づけの説明図があります。

この計画の期間は、令和8年度を目標年次とし、計画期間は令和6年度から令和8年度までの3か年です。

この計画の対象となる「障がい者」並びに「障がい児」の定義は、障害者基本法第2条1において、障害者の定義は「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされております。

また、障害者総合支援法の施行により難病患者等も対象となったことを受け、この計画では上記の定義に難病患者等も加えるものとします。そのうち 18 歳未満の者については「障がい児」と表記しています。

この計画において設定した目標・事業量は、PDCA サイクルを導入し、施策の実施状況、 目標達成状況、今後の実施方針等を整理・検討し、四国中央市自立支援協議会において 意見を聴き、必要があると認めるときは、本計画を変更する等必要な措置を講じます。 この計画は、成果目標及び活動指標を設定し、その達成に向けて特に取り組みを進めま す。成果目標等は、計8項目となります。

また、この計画では、マイナスイメージを与える「害」の表記はノーマライゼーションの理念を推進するうえからも不適切と考え、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「第2章の障がいのある人を取り巻く状況」についてご説明いたします。

障害者手帳所持者の状況ですが、手帳別では、身体障害者手帳所持者は、減少傾向に

ありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。 次に人口の状況ですが、本市の人口の状況を見ると、年々減少傾向にありますが、人口 に対する手帳所持者率は、若干の増加傾向にあります。

続いて、障害福祉サービス等受給者数ですが、本市における障害者総合支援法による 障害福祉サービス受給者は、年々増加傾向にあります。児童福祉法による児童通所支援 サービス受給者は、横ばいで推移しているといえます。なお、近年のサービス提供事業 所の増加に伴い、1人あたりのサービス利用量は増加しているのが現状です。

続いて「第3章成果目標及び活動指標」についてご説明いたします。

項目1「施設入所者の地域生活への移行」ですが、障害者支援施設の入所者のうち、 令和8年度末までに地域生活へ移行する人の数及び施設入所者の削減目標を設定しま す。

令和5年3月末現在、四国中央市では126人が本市の決定により施設入所しています。 市内には障害者支援施設が2か所ありますが、そのうち公設公営で運営を行ってきた障 害者支援施設「太陽の家」は、令和5年度から2年間の指定管理を行った後、施設を譲 渡し民営化する予定です。そこから民間によって新しい入所施設の整備を行い、利用者 の地域移行を実現させることを目標に掲げておりますので、本計画における成果目標は、 それらを踏まえた数値を設定することになります。

施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、地域移行に対して安心感を持てるような支援、地域における障がいのある人に対する理解促進、相談支援体制の充実及び地域移行の受け皿として必要となるグループホーム等の居住の場などの社会資源が必要であるため、その確保が必要となります。

次に「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ですが、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。この項目は、四国中央保健所と連携し、数値目標の設定を行う予定です。

続いて、「地域生活支援の充実」です。地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・ 高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。 居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門 的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

拠点整備と運用状況の検証、検討の実施について目標設定を行います。また、強度行動障がいを有する者に関し、支援ニーズの把握の実施についても目標設定を行います。

次に「福祉施設から一般就労への移行等」についてご説明いたします。

国の指針は、令和8年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28 倍以上とすることを基本とし、併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとします。また、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所の5割以上とすることを基本としており、この目標達成に向け、ハローワーク四国中央、ジョブあしすとUMA、就労移行支援事業等事業所との連携強化を図ることとなります。

成果目標 5 「障がい児支援の提供体制の整備等」についてご説明いたします。14 ページに各成果目標がございますが、児童発達支援センターの設置等、本市では既に整備済みの施設があります。成果目標④-2 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数については、現在協議を進めているところです。

成果目標6「相談支援体制の充実・強化等」についてご説明いたします。

国の指針は、基幹相談支援センターの設置と基幹センターによる総合的・専門的な相談支援の実施、関係機関等により構成される協議会による個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の実施を行うことを基本としています。この成果目標についても、本市では、基幹相談支援センターは既に設置済みであり、その他の項目についても基幹相談支援センターを中心とした研修等の実施の件数について目標設定を行う予定です。

続いて「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についてご説明いたします。福祉人材の確保・育成は最重要課題として挙げられています。本市職員においても、近年のサービスの多様化、事業所の増加に伴い、利用者が真に必要とするサービスを提供していくための取り組みとして、愛媛県が実施する、サービスに関する研修や虐待防止・権利擁護研修の受講のほか、事業者向けの研修の聴講等を積極的に行い職員の資質向上に努めるための目標設定を行います。

「発達障がい者等に対する支援」についてご説明いたします。この項目については、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレント・メンターの人数、ピアサポートの活動への参加人数について、これまでの実績を踏まえ、発達支援課と協議し目標値の設定を行う予定です。

続いて、「第4章 障害福祉サービス等の見込量」についてご説明いたします。資料 18 から 19 ページに障がいサービス、21 ページに障害児通所支援のサービス内容の説明があります。20 ページ及び 22 ページから各サービスの見込み量を設定いたしますが、この項目については、アンケートの結果や各部会等のご意見を参考に数値を設定する予定です。

「第5章 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」についてご説明いたします。地域生活支援事業には必須事業と任意事業があり、これらのサービス見込み量についてもアンケートの結果や各部会等のご意見を参考に数値を設定する予定です。

最後に、「第6章 その他の取組」ですが、成年後見制度の推進、虐待の防止、障害を理由とする差別の解消の推進、災害時に要配慮者を支える体制づくりの推進、重層的支援体制の推進の5項目を「その他の取組」として項目に加える予定です。 以上で説明を終わります。

#### (議長)

何かご質問等はありませんか。 無いようですので、以上で議事は終了しました。 これからの進行を事務局にお願いします。

### 3. その他

(事務局)

皆様、何かご報告等はありませんか。

#### (山内委員)

私からご紹介したい取り組みがありますので、よろしくお願いします。

2023 年の愛媛県かかりつけ医等発達障害対応力向上研修会において医療法人まな星クリニック児童精神科医:井上 悠里氏の資料を配布していただきましたが、親子の関係を強化するプログラムとして、CARE (子どもと大人の関係を強化するプログラム) と PCIT (親子相互交流療法) が示されています。

CARE については、子どもとよりよい関係を築く時に大切な養育のスキルを体験的に学ぶことができるプログラムとなっており、ファシリテーターの資格が必要となります。

PCIT については、費用や受講資格等のハードルが少し高いのですが、児童に接する機会の多い職種(例:心理士や保健師)の方に取得いただければ、よりよい親子関係の構築につながるものと思います。

私が診察している児童にも鬱傾向がみられることが多いのですが、親子関係の改善により症状の改善も認められます。ぜひ、四国中央市としても資格取得者の養成に向けた取り組みを進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

### (事務局)

次回の第7回会議につきましては、11月30日(木)19:00~の開催となります。 会場については、次回の案内状でのお知らせとなりますので、ご確認ください。

#### 4. 閉会